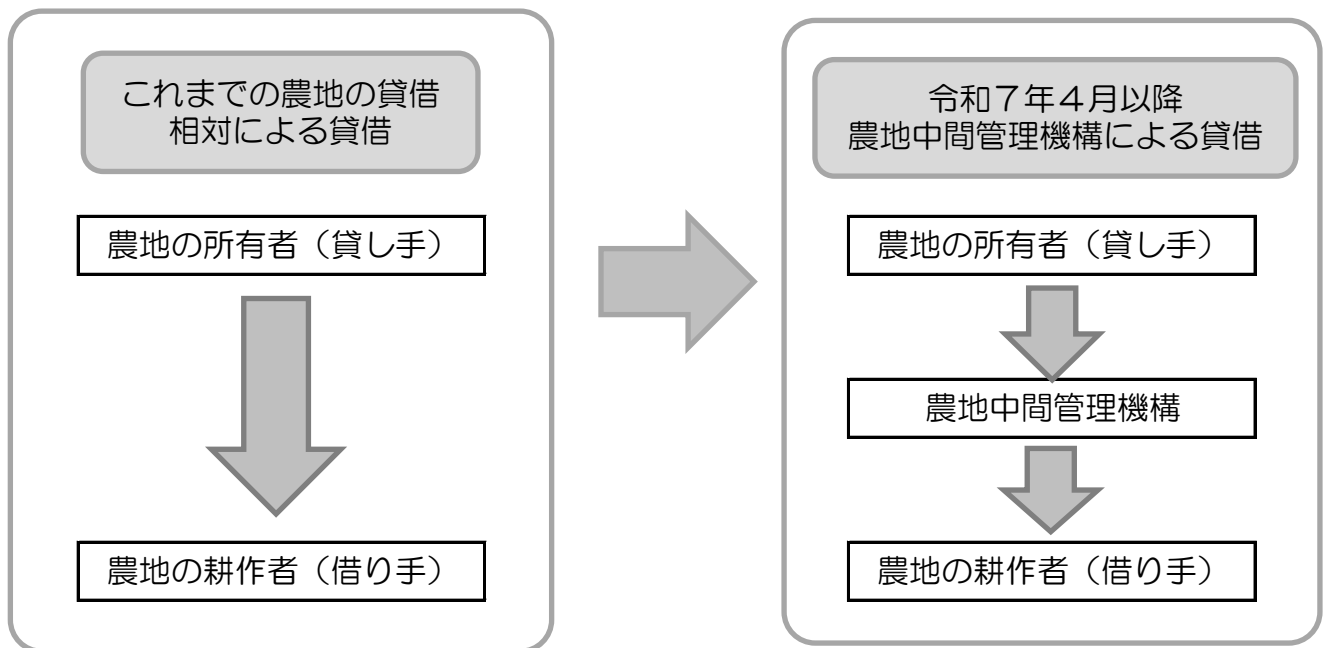


農地の貸借方法が変わります

利用権設定事業（いわゆる相対での農地の貸借）が廃止され、令和7年4月（地域計画策定後）からの農地の貸借は、農地中間管理機構を通じた貸借となります。



- 令和7年2月10日（月）受付までは、経過措置期間としてこれまでと同様に利用権設定事業（相対）で貸借をすることができます。利用権の設定及び新規の手続きをされる方は、期限内に書類の提出をお願いします。
（期限を過ぎると申請様式等が変更になるため、今までの様式が使用できないようになるためご注意ください。）

- 既に利用権設定がされている契約（相対）については、契約期間満了日まで有効です。

例 令和6年11月1日から5年間で設定した場合は、
令和11年10月31日まで有効になります。

- このほか、農地の貸借には、農地法第3条に基づく手続きがあります。